

令和元年 12月 20日

保護者の皆様へ

幼保連携型認定こども園  
上陽保育園長  
過外 龍道

平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	228,770	244,830	244,830
5月	228,770	244,830	244,830
6月	228,770	244,830	244,830
7月	228,770	244,830	244,830
8月	228,400	244,460	244,460
9月	228,400	244,460	244,460
10月	228,400	244,460	244,460
11月	228,400	244,460	244,460
12月	227,450	243,510	243,510
1月	227,450	243,510	243,510
2月	227,450	243,510	243,510
3月	235,670	251,730	251,730

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	48,910	64,530	115,620	195,220
5月	48,860	64,480	115,570	195,170
6月	48,840	64,460	115,550	195,150
7月	48,840	64,460	115,550	195,150
8月	49,000	64,620	115,710	195,310
9月	48,980	64,600	115,690	195,290
10月	48,960	64,580	115,670	195,270
11月	48,960	64,580	115,670	195,270
12月	48,740	64,360	115,450	195,050
1月	48,740	64,360	115,450	195,050
2月	48,740	64,360	115,450	195,050
3月	61,870	77,490	128,580	208,180

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	43,590	59,210	110,300	189,900
5月	43,540	59,160	110,250	189,850
6月	43,520	59,140	110,230	189,830
7月	43,520	59,140	110,230	189,830
8月	43,680	59,300	110,390	189,990
9月	43,660	59,280	110,370	189,970
10月	43,640	59,260	110,350	189,950
11月	43,640	59,260	110,350	189,950
12月	43,420	59,040	110,130	189,730
1月	43,420	59,040	110,130	189,730
2月	43,420	59,040	110,130	189,730
3月	56,550	72,170	123,260	202,860

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)